

岩手県告示第 598 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、クリーニング師の研修を次のとおり指定した。

平成 19 年 8 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	名 称	所在地
平成 19 年 10 月 14 日	一関市総合防災センター	一関市田村町 1 番 12 号
平成 19 年 11 月 18 日	北上市総合福祉センター	北上市常盤台二丁目 1 番 63 号

3 受講料 1 人 5,000 円